

平成 2 8 年度 第 2 回  
熊 本 県 私 立 学 校 審 議 会  
会 議 資 料

日時：平成 2 9 年 2 月 1 3 日（月）午前 1 0 時 0 0 分～  
場所：熊本県庁本館 5 階 審議会室



# 資 料 目 次

公開議事

## 【諮問事項】

幼稚園関係

幼保連携型認定こども園への移行に伴う

幼稚園（3園）の廃止認可について・・・・・・・・・・ 1

学校法人錦学園の解散認可について・・・・・・・・・・ 5

幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止認可について

(学校教育法第4条第1項に基づく認可)

- 1 施設・設置者の概要  
幼稚園の名称・園長名・所在地・設置認可日・設置者名等は別表のとおり。
- 2 廃止時期  
知事認可日(平成29年4月1日予定)
- 3 廃止理由  
幼保連携型認定こども園に移行するため。
- 4 園児の処置  
在園児は幼保連携型認定こども園の園児となる。
- 5 教職員の処置  
幼保連携型認定こども園の教職員となる。
- 6 指導要録等の引継  
幼保連携型認定こども園に引き継ぐ。
- 7 資産の処置方法  
基本財産(園地、園舎等)、運用財産(預金等)、負債は幼保連携型認定こども園に引き継ぐ。

幼稚園と幼保連携型認定こども園の比較(主なもの)

	幼稚園	幼保連携型認定こども園
法的性格(法律)	学校(学校教育法)	学校かつ児童福祉施設(認定こども園法)
認可権者	都道府県	都道府県・指定都市・中核市
職員の性格	幼稚園教諭	保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)
給食の提供	食事の提供義務なし	2・3号子どもに対する食事の提供義務
開園日、保育時間	39週以上(春夏冬休みあり)、4時間が標準	約300日(土曜日開園が原則)、11時間以上の開所

幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止認可について(学校教育法第4条第1項に基づく認可)

市町村	施設				設置者		現在の認可定員	幼保連携型認定こども園の利用定員(平成29年4月1日)				施設の名称(予定)
	名称	園長名	所在地	設置認可日	法人名	理事長名		1号	2号	3号	合計	
								3歳~5歳(学校教育を希望する園児)	3歳~5歳(保育の必要な園児)	0歳~2歳(保育の必要な園児)		
熊本市	亀の子幼稚園	森 真理	熊本市西区谷尾崎町439-1	昭和54年9月18日	学校法人愛和学苑	藤原 ミスズ	120	30	15	165	幼保連携型認定こども園 亀の子幼稚園	
熊本市	高平幼稚園	中山 義紹	熊本市北区高平2-20-32	昭和42年3月30日	学校法人浄国学園	中山 義紹	240	36	30	207	幼保連携型認定こども園 高平幼稚園	
小計	2				2		360	66	45	372		
錦町	錦こども園	福山 大介	球磨郡錦町西3604-7	昭和54年12月26日	学校法人錦学園	米澤 耕夫	250	75	55	160	幼保連携型認定こども園 錦こども園	
小計	1				1		250	75	55	160		
合計	3幼稚園				3法人		610	141	100	532		

(参考) 新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

**教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)**

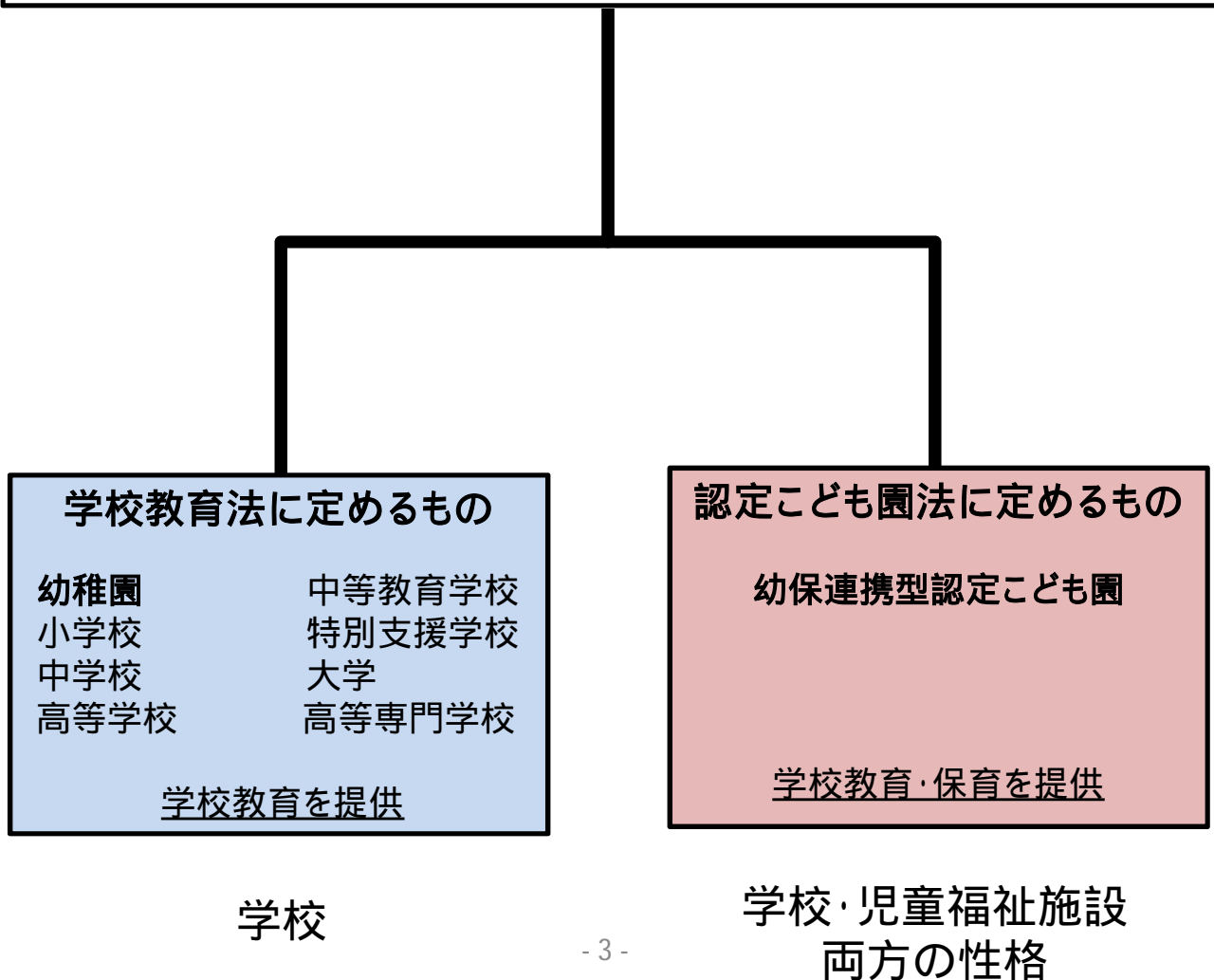
「公の性質」を有し、  
教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

教育基本法 - 抄 -

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)





学校法人錦学園の解散認可について  
 (私立学校法第50条に基づく認可)

名 称	学校法人錦学園	理事長名	米澤 耕夫
事務所所在地	球磨郡錦町大字西3604番地7	寄附行為認可日	昭和54年12月26日
解散時期	知事認可日		
解散理由	社会福祉法人への事業譲渡に伴う理事会及び評議員会の解散決議。		
法人の設置する学校	錦こども園(幼稚園型認定子ども園)		
役員	理事6人 監事2人		
資産等	<p>(1) 資産 246,339,108 円</p> <p>    基本財産 138,478,398 円</p> <p>        ・園地 103,128,810 円</p> <p>        ・園舎、機器備品等 35,349,588 円</p> <p>    運用財産 107,860,710 円</p> <p>        ・預金 41,574,319 円</p> <p>(2) 負債 16,538,059 円</p> <p>    ・固定負債 10,684,160 円</p> <p>    ・流動負債 5,853,899 円</p> <p>(3) 残余財産 147,601,061 円</p> <p>(1) 資産 - (2) 負債 = 229,801,049 円</p>		
残余財産の処分	<p>残余財産については、社会福祉法人耕心会と締結した事業譲渡契約に基づき、一切の財産を社会福祉法人に帰属させる。</p> <p>学校法人錦学園寄附行為第39条              「この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。」</p>		



# 私立学校法(関係箇所抜粋)

## 私立学校法

(昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号)

最終改正:平成二十三年六月二四日法律第七四号

(所轄庁)

**第四条** この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

- 一 私立大学及び私立高等専門学校
- 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
- 三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人
- 四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人
- 五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

(解散事由)

**第五十条** 学校法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
  - 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
  - 三 目的たる事業の成功の不能
  - 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
  - 五 破産手続開始の決定
  - 六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令
- 2 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第三十一条第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。
- 4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。